

瀬戸内市監査委員公表第8号

令和3年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和3年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月29日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 河 本 裕 志

監査結果		所管部署	措置状況
指摘事項	<p>行政財産の目的外使用許可における使用料を定めるにあたり、地方自治法に基づき使用料条例を定めているにもかかわらず、使用料条例以外の法令等の規定を用いたり、協定や申し合わせを根拠として使用料を定めたりしていることや、適正な価格の基準が定まっていないことは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。</p>	<p>教育委員会 市民図書館</p>	<p>令和6年度末をもって邑久町商業振興協同組合の解散により、以前の自動販売機設置業者との契約が終了した。令和7年度から一般財団法人岡山県消防協会に行政財産の目的外使用を許可し、同協会と自動販売機の売上の一部を瀬戸内市消防団活動支援金とすることの基本協定を締結しているA社と自動販売機設置契約を締結している。使用料は消防団活動支援事業の趣旨に鑑み、瀬戸内市行政財産使用料条例第5条第4号の規定により免除とし、是正を図った。</p>